

事業に関する質問及び回答

R5.6.14 更新

分類	質問内容	回答
1 交付申請	既に留学生へ奨学金を交付している場合でも対象となるか。	要綱第2条第3項のとおり、「補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日まで」としておりますが、交付申請時に「奨学金等貸与(給付)規程、留学生への貸与(給付)型奨学金の実施を確認できる書類」等の提出を以て、補助対象期間中に要したと認められる場合は、補助対象とします。(※対象経費は問い合せません) 例1 生活費について、介護福祉士養成施設在学1年目に、2年分を一括貸与した場合 例2 学費について、交付申請日の属する年度の前年度に奨学金を支給した場合 →貸与額のうち、交付申請日の属する年度の学費ないし生活費がいくらかを客観的に分かる形で貸与規定等に定めていただいた上で、貸与型奨学金の実施を確認できる書類と併せ申請時にご提出ください。
2 交付申請	「提出期限前であっても、予算上限に達した場合は、以降の募集は締め切らせていただきます。」とあるが、郵送による提出はどのように扱われるのか。	発送日ではなく、長寿社会政策課に到達した日にちを提出日とします。
3 交付申請	日本語学校・介護福祉士養成施設に在学中に介護施設に就労せずとも、当該施設から留学生へ奨学金を貸与する場合、本事業の対象となるか。	「補助対象の介護施設で就労予定の留学生を受け入れること」が事業の前提となっているため、当該記載が奨学金貸与規定等に盛り込まれており、かつ申請時に当該貸与規定等の書類の提出があれば、補助対象となります。
4 交付申請	事業者が学校教育法第1条に定める高等学校に1年間在学する留学生に対して学費・生活費について奨学金として貸与又は給付する場合に、当該事業者は補助を受けることが可能か。	本事業の補助対象は、県内の日本語学校(法務省にて告示されているもの)又は県内の介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設)に修学しながら県内の介護施設等に勤務する留学生に対し、当該介護施設等が奨学金を支給する場合があります。 したがって、学校教育法第1条に定める高等学校については、上記補助対象となる修学施設には該当しないため、補助対象外となりますが、今後、上記対象施設として要件を満たすこととなれば、補助対象となり得ます。
5 返還手続	留学生に対して、介護福祉士養成施設卒業後に、月額〇万円×〇年間等で返済を求めるとを予定しているが、この場合、県への返還はその都度行う必要があるか。	留学生に貸与した額が返還された場合、交付要綱様式第7号により返還額のうち補助金分について県への返還が義務付けられますが、留学生より複数年にわたって返還される場合は、毎年度4月20日までに前年度における返還額のうち補助金分について県へ返還・報告が必要となります。 【参考】事業手引き「3 補助金の返還について」
6 返還手続	奨学金を貸与した法人が所有する物件(寮)に留学生が居住して家賃その他が発生している場合、法人が貸与した生活費(住居費、光熱水費、食費、交通費などをまとめて月額3万円)から、留学生が法人に対して一定額支払いをすることになるが、差支えあるか。	貸与された生活費について、他制度との併給がない場合は、補助対象とすることは可能ですが、当該生活費より、貸付を受けた法人に対して一定額の支払いをする場合は、「奨学金の返還」と捉えられますので、当該返還額の1/3を県に返還いただく必要があります。なお、貸与する生活費から、留学生が法人へ支払う額を予め控除した額を貸与する場合は、当該返還手続は発生しないことになります。
7 返還手続	日本語学校に入学した留学生が、在留資格を特定技能に変更し、介護福祉士養成施設への進学を行わずに介護施設に特定技能として就職した場合、介護施設が留学生に対し奨学金の返済を求めない場合は、本返済額のうち補助金分を県に返還する必要はないという認識でよいか。	本事業において、日本語学校に在学する留学生が補助対象となるのは、卒業後に介護福祉士養成施設に進学する場合のみとなりますので、特定技能として就職する意向の場合は、補助対象となりません。 仮に交付申請後において、進学の意味がなくなったという場合には、交付要綱第5条第2号に基づき様式第3号により事業廃止の申請を行っていただきます。補助金は支払われませんので、ご承知お祈いします。
8 補助対象経費	事業者が介護福祉士養成施設に2年間在学する留学生に対し、「介護福祉士修学資金貸付事業」を活用し学費・入学準備金・就職準備金・国家試験受験対策費用のみを貸し付けた場合に、本事業を活用して生活費分について補助を当該事業者が受けることが可能か。	補助対象経費が異なっておりますので、補助を受けていただくことが可能です。
9 補助対象経費	介護施設が留学生へ年額36万円の生活費貸与をする場合、本奨学金について、毎月同額(3万円×1年間)消費するのではなく、病気や介護実習、試験勉強などでアルバイト収入がない時に集中的に消費する場合、差支えはあるか。	対象経費の用途(生活費などの居住費・家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生した経費(アルバイト先への通勤・通学に要した交通費を含む))に応じた支出であれば、集中的に消費することについては、支障ありません。

	分類	質問内容	回答
10	補助対象経費	年度途中で日本語学校に入学した場合、日本語学校の在籍月数に端数が生じる可能性があるが、当該端数部分の在籍期間については補助対象となるか(奨学金は入国した月から1年分(12か月分支給される予定)。)。	日本語学校在籍学生の補助対象期間は1年以内となっているため、1年を超える学費等については原則補助対象外となります。 (例)R4年12月に日本語学校へ入学し、介護施設へ雇用され奨学金の支給を受けた場合 ①R5年4月に介護福祉士養成施設へ進学した場合 日本語学校在籍期間:4か月(R4.12~R5.3) ⇒上記在籍期間に係る学費・生活費について、R4年度事業の補助対象 ②R6年4月に介護福祉士養成施設へ進学した場合 日本語学校在籍期間:①4か月(R4.12~R5.3) ②12か月(R5.4~R6.3) 計 ①+②=16か月 ⇒卒業日前の引き続く1年間である②の学費・生活費について、R5年度事業の補助対象(※①については補助対象外)
11	補助対象経費	交付申請時の事業計画書(様式1-3)への添付資料④その他参考資料(関連資料等)とは、具体的にどのようなものを指すか。	申請する補助対象経費の根拠資料等となります。例えば、家賃を補助対象として申請する場合は、居住地・居住期間・月額賃貸料等を確認できる賃貸借契約書等の写しをご提出ください。
12	補助対象経費	入学準備金・就職準備金・介護福祉士試験受験対策費用とは具体的にどのようなものを指すか。	○入学準備金は対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費(学生納付金)のうちの入学金をいいます。 ○就職準備金は介護業界を含む福祉業界への就職活動(就職セミナーへの参加等)のために要した参加費用及び交通費(※アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。)、その他個別の審査で認められるもの(業務用参考図書購入費、業務用被服費等)となります。 ○介護福祉士試験受験対策費用とは、介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用・介護福祉士国家試験受験費用を指します。 ※詳細については事業概要◆補助対象経緯の具体的な内容をご参照ください。
13	実績報告	居住費などの生活費を県内介護施設から留学生へ奨学金として支給し、当該経費について補助を受ける場合において、本経費は民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活で継続的に発生する経費に充当されているが、実績報告時に、留学生において当該費用を支出したことを証明する書類(領収書等)の提出が必要となるか。	留学生個人における当該費用を支出したことを証明する書類(領収書等)の提出は不要です。 なお、本補助金の財源としている地域医療介護総合確保基金の管理運営要領(別紙第4(2)④イ)において、事業者(介護施設等)の方に、事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類(奨学金の支給明細書の写し等)及び帳簿を備え、事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管して頂くよう定められておりますので、ご留意願います。
14	実績報告	補助対象経費の証拠書類として、具体的にどのようなものを提出すればよいか。	宛名が留学生になっている領収書や銀行振込書の写し、通帳の写しなど留学生へその額を支出したことが分かる資料をご提出願います。 ※実績報告時に提出が必要です。